



# 週刊 税のしるべ

第3647号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

## 主な記事

- 先端設備等導入計画策定で手引き 2面
- カジノ管理委が税理士募集 2面
- 源泉徴収票30枚以上で電子提出に 3面
- 認定支援機関の任意調査結果 4面

# 物価高対応の減税は所得税が中心

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整や就業調整への対応が、給与所得控除と基礎控除の見直し、基礎控除の特例の創設、特定扶養控除関係の見直し、扶養親族等に係る所得要件の引上げなどが実現した。これらは所得税と個人住民税での対応で行うものもあれば、所得税のみの対応で住民税では反映されないものもある。ここでは、所得税と住民税での対応を整理する。

## 住民税は首長らが税収減を懸念で小幅に

所得税の諸控除の見直しと住民税での対応は表のとおり。

①の給与所得控除の見直し、③の特定扶養控除関係、④の扶養親族等に係る所得要件の引上げは住民税でも所得税と同様の対応がとられる一方、基礎控除の見直し(基礎控除の特例の創設を含む)は

住民税では対応がなされない。①については、個人住民税所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によることとされるため、地方税法の改正は行われず、所得税の見直しは自動的に住民税に反映される。これらに伴い、所得税の課税最低限は10

3万円から160万円へと57万円引き上げられたが、個人住民税所得割の課税が始まる課税最低限は従来の100万円から110万円へ10万円の引き上げにとどまる。住民税での引上げが小幅にとどまった理由としては、自治体の首長などから税収減を懸念する声がある。このため、物価上昇局面における税負担の調整や就業調整への対応による所得税の減税の引上げが6310億円、基礎控除の特例が6210億円、給与所得控除の引上げ等が320億円、特定扶養控除関係が120億円。また、7年度税制改正では、22歳までの扶養親族がいる場合、8年分における所得税の一般生命保険料控除の最高限度額を6万円(現行4万円)に引き上げる同控除の拡充が行われるが、こちらも住民税での拡充は行われない。

## 物価上昇局面における税負担の調整や就業調整への対応

改正内容	所得税 (7年分所得から)	個人住民税 (7年分所得に係る8年度分から)
①給与所得控除の見直し	<最低保障額> 改正前55万円→改正後65万円	所得税と同様の対応
②基礎控除の見直し	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前(最高)48万円→改正後(最高)95万円 ※控除額は収入に応じて通減	改正なし (最高43万円)
③大学生年代の子等(特定扶養控除関係)	(1)従来「103万円まで」の子等の給与収入について「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設、(2)子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除	所得税と同様の対応
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	改正前48万円→改正後58万円	所得税と同様の対応

額(初年度で1兆3000億円)に上る一方、住民税の減収額(平年度)は750億円とされており、そのほとんどが所得税の減税によるものとなる。所得税減税の内訳は基礎控除の引上げが6310億円、基礎控除の特例が6210億円、給与所得控除の引上げ等が320億円、特定扶養控除関係が120億円。また、7年度税制改正では、22歳までの扶養親族がいる場合、8年分における所得税の一般生命保険料控除の最高限度額を6万円(現行4万円)に引き上げる同控除の拡充が行われるが、こちらも住民税での拡充は行われない。

## 年収基準を150万円に引上げへ

### 特定扶養控除などの見直しを受け

令和7年度税制改正(一定の控除あり)。これに伴い、政府は、大学生のアルバイトの働き控え(就業調整)の一因に税制がなっているとの指摘があることを受けて、19歳から22歳までの大学生年代の子等の給与収入が150万円相当(合計所得金額85万円)までは、親等が特定扶養控除と同額の所得控除を受けられるようになった(同一150万円を超も188万円までは

が発生する「103万円の壁」といった税に、社会保険(健康保険)に関わる壁とともに、社会保険料の支払が発生する「106万円の壁」が存在する。これらのうち、税金に課税される「130万円の壁」が、社会保険に加入している親等に扶養されている大学生年代の子等であっても、給与収入が130万円以上とすると、自身で健康保険に加入し、保険料を支払わなければならない。税制改正で、親等が

ち、勤め先の企業規模によって健康保険や厚生年金保険への加入義務が発生する「106万円の壁」は適用対象から除外されていくので、学生にとっては「130万円の壁」が問題となる。130万円の壁では、社会保険に加入している親等に扶養されている大学生年代の子等であっても、給与収入が130万円以上とすると、自身で健康保険に加入し、保険料を支払わなければならない。税制改正で、親等が

収入が150万円まで従来の特定扶養控除と同額の所得控除を受けられるようになると、子等にとっては給与収入が130万円以上になると自身で保険料を負担しなければならなくなる。このため、控除が引き上げられること、こつした点などを4月2日の衆院厚生労働委員会でも、福岡県厚労相は「特定扶養控除の見直しに伴う社会保険の被扶養認定基準の取扱いについて

に、勤め先の企業規模によって健康保険や厚生年金保険への加入義務が発生する「106万円の壁」は適用対象から除外されていくので、学生にとっては「130万円の壁」が問題となる。130万円の壁では、社会保険に加入している親等に扶養されている大学生年代の子等であっても、給与収入が130万円以上とすると、自身で健康保険に加入し、保険料を支払わなければならない。税制改正で、親等が

### 第21回「税に関する論文」募集

租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上等を目的として、広く「税に関する論文」を募集します。

最優秀賞	100万円
優秀賞	50万円
秀優賞	30万円
奨励賞	10万円
最優秀賞	50万円
優秀賞	30万円
秀優賞	20万円
奨励賞	10万円

応募期間：令和7年4月1日(火)～6月30日(月)

応募方法については、納税協会連合会ホームページでご確認ください。

税に関する論文 検索

https://www.nouzeikyokai.or.jp

公益財団法人 納税協会連合会

山本和義 著 ▼A5判・240頁・定価2750円(税込)

### 老老相続の問題点と対応策

●昨今の相続相談における推定被相続人の多くは75歳以上であり、日常生活において老老介護や死後自分の財産を有効に活用するための具体的な方法など悩まはつきない。そこで本書は老老相続、老老介護の現状から、老老相続の問題点と対応策、具体例、高齢単身高齢夫婦世帯の相続と相続税、影響する民法等の法整備の現状、残された財産の把握のために必要な公的機関等への照会方法などについて具体的に解説。

川田 剛 著 ▼A5判・330頁・定価2200円(税込)

### 令和7年度版 基礎から身につく国際課税

●国際課税に関する基本的事項を、令和7年度税制改正を踏まえ、「インバウンド取引・投資に伴う税務」、「アウトバウンド取引に伴う税務」、「国際的租税回避防止措置」、「国際相続贈与に伴う税務」及び「国際取引に係る消費税」、「納税環境整備に関する規定」に分類し、初心者にもわかりやすく解説。

川田 剛 編著 ▼A5判・290頁・定価2200円(税込)

### 令和7年度版 基礎から身につく国税通則法

●国税通則法を体系的に理解を深めたいだけなく、構成し、解説には、実務上の指針となる裁判例・裁決例を引用し、図表や設例、カットなども豊富に交えて分かりやすく解説。令和7年度の税制改正を踏まえ解説をした最新版。

高橋安志 著 ▼A5判・210頁・定価1870円(税込)

### 4訂版 相続トラブル解決事例35

●「相続」は「争族」と置き換えられるほどに相続人の間で「感情」又は「勘定」でトラブルになることがあります。そこで本書は、著者が実際に体験し、解決した、または解決できなかった事例を中心に相続トラブルの解決事例をQ&A方式で分かりやすく解説。

松岡章夫・山岡美樹 共著 ▼A5判・230頁・定価2750円(税込)

### 相続を見据えた計画的な生前贈与のポイント

●暦年課税と相続時精算課税のそれぞれのメリット・デメリットを多角的な視点から解説。

梶野研二 著 ▼A5判・690頁・定価4070円(税込)

### 令和7年度版 Q&A 資産税重要実務事例詳解

●Q&A形式により「事例」「回答」「解説」の流れに沿って重要実務事例について詳解。

中村慈美・松岡章夫・秋山友宏・渡邊正則 共著 ▼A5判・320頁・定価2530円(税込)

### 令和7年度 税制改正早わかり

●令和7年度の税制改正について、いち早く国税地方税の主要項目を解説。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい

TEL 03-3829-4141 FAX 03-3829-4001

一国税務速報メール(電子版)への電子版、アクセスは、

次のアドレスで: <https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 オンラインブックショップ

### 7年度税制改正後の先端設備等導入計画策定手引き公表

# 賃上げ方針の変更は可能

## 固定資産税の特例 新規申請時に位置付けで

中小企業庁はこのほど、令和7年度税制改正後の生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置に対応した、先端設備等導入計画策定の手引きを公表した。7年度税制改正により、固定資産税の特例措置の適用を受けるには、投資利益率の要件とともに、賃上げ方針の表明が必須の要件となっている(3月17日号3面参照)。同手引によると、税制措置を受けるには、これまでと変わらず、先端設備等導入計画の新規申請時に賃上げ方針を位置付ける必要があるが、その場合、賃上げ方針の変更は可能となっており、変更後の賃上げ率に応じた固定資産税の軽減を受けることができるとしている。

改正後の固定資産税 設備等導入計画中に1 明に関する記載があるの特例措置は、①先端 場合は3年間、課税標

において賃上げ方針が位置付けられているものに限り、賃上げ方針の変更が可能となり、当該賃上げ方針の内容に応じた特例率が適用される。ただし、変更前の先端設備等導入計画に基づき取得した設備の軽減率は、取得後に3%以上の賃上げ方針を位置付けた変更申請を行っても引き続き変更前の特例率が適用されるとしている。

したがって、例えば、先端設備等導入計画の新規申請時に1・5%以上の賃上げ方針を位置付け、その後、賃上げ方針を3%以上に変更する場合、変更前の先端設備等導入計画に基づき取得した設備の軽減率を1・5%以上とした額を3%以上増加させる賃上げ方針を従業員へ表明した旨を記載するとともに、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付する必要がある。この表明は、従業員全員ではなく、従業員の代表者のみに行うことも可能となっている。

税制措置を受けるには、先端設備等導入計画の新規申請時に賃上げ方針を位置付ける必要がある。変更申請時に賃上げ方針を位置付けたい場合、新規申請

今月から改正道路交通法施行規則が施行され、バイクの免許区分が見直された。排気量125cc以下のバイクであったも、最高出力を4キロワット以下に制御したものであれば「原付免許」で運転できるよう免許区分が変更された★原付きバイクといえ、郵便配達でもかつてはカブをよく見かけたが、日本郵便によると、「CO2削減」を目的に電動二輪車への入れ替えを進めているという★税制もこうした区分に対応。軽自動車税は排気量に応じて税額が設定されているが、出力を抑制して新基準を満たせば、既存の原付と同じ2000円とし、ナンバーも従来と同じ白色とした。新基準の原付の交通ルールは「法定速度時速30キロ」「乗車定員は1名」など従来の原付と同じルールが適用されるため、注意が必要だ。(M)

### 管理委 カジノ

## 特定任期付職員として税理士募集

### 任用期間は採用日から2年間

内閣府の外局であるカジノ管理委員会事務局は、高度な専門的知識や経験等を持つ民間専門家を特定任期付職員として採用することとし、今年3月から税理士の有資格者及び実務経験者を募集している。

採用後は、課長補佐級職員として、カジノ事業に係る免許等審査の「社会的信用の調査」を、財務面の観点から担当。税理士としての知識や経験を活かして、審査対象者の事業

及び財産の状況を多角的に分析・調査することが期待されている。なお、「社会的信用の調査」とは、日本の健全なカジノ事業を実現することを目的とし、今年3月から税理士の有資格者及び実務経験者を募集している。各審査対象者から提出された質問票等の資料をもとに、公務所等への照会や海外規制当

局との情報交換も行いながら、人的(法的)側面、財務面の双方から徹底的に行う調査を通り。

各審査対象者から提出された質問票等の資料をもとに、公務所等への照会や海外規制当

【応募期間】 採用者が決定次第、公募を終了

【採用人数】 若干名

【採用日】 個別に相談可

【任用期間】 採用日から2年間

【勤務地】

同委員会では、政治資金監査のさらなる質の向上を図るため、令和6年度第6回政治資金適正化委員会において、5年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対

【応募期間】 採用者が決定次第、公募を終了

【採用人数】 若干名

【採用日】 個別に相談可

【任用期間】 採用日から2年間

【勤務地】

同委員会では、政治資金監査のさらなる質の向上を図るため、令和6年度第6回政治資金適正化委員会において、5年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対

【問合せ先】 カジノ管理委員会事務局(東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラスタワー12階)

【選考方法】 書類選考及び面接試験

同委員会では、政治資金監査のさらなる質の向上を図るため、令和6年度第6回政治資金適正化委員会において、5年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対

【問合せ先】 カジノ管理委員会事務局(東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラスタワー12階)

【選考方法】 書類選考及び面接試験

同委員会では、政治資金監査のさらなる質の向上を図るため、令和6年度第6回政治資金適正化委員会において、5年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対



今月から改正道路交通法施行規則が施行され、バイクの免許区分が見直された。排気量125cc以下のバイクであったも、最高出力を4キロワット以下に制御したものであれば「原付免許」で運転できるよう免許区分が変更された★原付きバイクといえ、郵便配達でもかつてはカブをよく見かけたが、日本郵便によると、「CO2削減」を目的に電動二輪車への入れ替えを進めているという★税制もこうした区分に対応。軽自動車税は排気量に応じて税額が設定されているが、出力を抑制して新基準を満たせば、既存の原付と同じ2000円とし、ナンバーも従来と同じ白色とした。新基準の原付の交通ルールは「法定速度時速30キロ」「乗車定員は1名」など従来の原付と同じルールが適用されるため、注意が必要だ。(M)

【問合せ先】 カジノ管理委員会事務局(東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラスタワー12階)

【選考方法】 書類選考及び面接試験

同委員会では、政治資金監査のさらなる質の向上を図るため、令和6年度第6回政治資金適正化委員会において、5年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対

精麦・精米・倉庫業(精麦部)  
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)  
出光昭和シェル特約店(石油部)  
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)  
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

## 阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡町5番5号  
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678

精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263  
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875  
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137  
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603  
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144  
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678  
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

## 地域に拓き、貢献する 優良企業

## 私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売

## テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588  
TEL：026-245-0121 (代表)

法定調書のe-Tax提出義務基準引下げ

令和6年度法制改正により、法定調書のe-Tax等による提出義務基準が引き下げられている。9年1月1日以後に提出すべき法定調書から、法定調書の種類ごとに、前々年(基準年)に提出すべきであった当該法定

法定調書の種類ごとに判定

源泉徴収票が30枚以上なら給与支払報告書も

今回の改正により、提出義務基準が100枚以上から30枚以上となるため、従業員数の少ない中小企業等が給与所得の源泉徴収票において対象となる可能性があり、これまでe-Tax等を行ったことのない中小企業等でも対応が必要となるケースも予想される。また、法定調書のe-Tax等による提出が義務付けら

7年度改正等に対応し法人税申告書様式を改正

防衛特別法人税の申告書様式も新設

「法人税法施行規則の一部を改正する省令」(財務省令第43号)が14日、官報号外第84号で公布された。この中で、7年度法制改正などに対応して法人税申告書(別表)の様式が改正されている。

例えば、中小法人等の軽減税率の特例の見直し(所得10億円超の中小企業者等の税率に引き上げ)などについて、800万円以下の金額に適用される税率を17%に引き上げ、また、6年度改正で創設された4月1日から施行されているイノベーションボックス税制の見直し(経営規模

拡大設備(B類型の拡充)の対象に建物を追加)に対応した様式改正がされている。また、6年度改正で創設された4月1日から施行されているイノベーションボックス税制の見直し(経営規模

十(五) 特許権等の譲渡等による所得の特例に関する明細書「別表十(五)付表一」個別控除対象繰越損失額及び控除対象繰越損失額の計算に関する明細書「別表十(五)付表二」通算法人等の所得基準額の計算に関する明細書「別表十(五)付表三」関係者に関する明細書「別表十(五)付表四」

新設された様式は、原簿(第46号)なども適用される。このほか、官報同号では「防衛特別法人税に関する省令等の一部を改正する省令」(財

中小企業庁は11日、「売上高100億円」を遂げるために自ら中小企業が飛躍的成長「100億宣言」の特設サイトを

「100億宣言」の特設サイトを開設した。ポータルには、100億宣言の説明や100億宣言の公表要領、申請要領、ひな形、記載例などのほか、100億宣言をした一定の企業が応募することのできる中小企業成長加速化補助金の公募要領、申請様式などが掲載されている。

100億宣言の申請受付は5月8日開始の予定。

法定調書の提出方法別の提出状況 (令和4年1月~12月提出分: 個人及び法人)

Table with 4 columns: 提出枚数区分, 電子提出(e-Tax等), 書面, 合計. Rows include 1~9, 10~29, 30~49, 50~99, 100~, and 合計.

※単位は件数。カッコ内は枚数。
※令和4年中に提出したもののうち、過年分ものを除く。
※件数には、同一種類の調書を複数回提出した場合や複数種類の調書を提出した場合は、それぞれ件数に含めている。
※合計欄は電子提出と書面の合計であり、提出方法が確認できなかったものを除く。

年で、提出義務基準は30枚以上となるため、例えば、7年1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が30枚の場合、9年1月の給与支払報告書は、e-LTAX等により提出する必要が

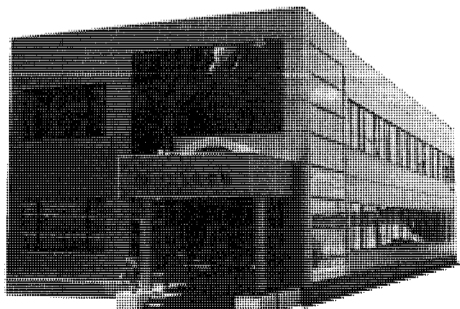
法定調書のe-Tax等による提出において、新たな提出義務基準(63万9千839枚)のうち、e-Tax等による提出が43.6%、書面による提出が56.4%となり、書面による提出の割合が増加する。なお、30枚以上100枚未満における書

面での提出件数は4万9千277件となっている。7年分確定申告の納期限など公表所得税は3月16日

国税庁はこのほど、同庁ホームページで主な国税の納期限(法定納期限)及び振替日を公表した。令和7年分所得税等確定申告の納期限(法定納期限)は8年3月16日、振替日は8年4月中旬下旬で、延納は納期限、振替日ともに6月1日となっている。また、個人事業者の7年分消費税及び地方消費税確定申告の納期限(同)は、8年3月31日、振替日は8年4月中旬下旬となっている。

なお、7年分確定申告の振替日は、確定次第、同庁ホームページに掲載するとしている。

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
https://www.15mimura.co.jp

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

# 中企庁が中小企業施策 利用ガイドブックを公表

## 各支援制度利用の手引書

中小企業庁は9日、同庁ホームページに「2025年度版中小企業施策利用ガイドブック」を公表した。

同ガイドブックでは、経営改善・資金繰り支援対策、震災対策など、中小企業施策を要が紹介されている。中小企業施策を分野別に探すができ、①経営サポート(技術力の強化、創業・ベンチャー支援、経営革新支援、新たな事業活動支援、知的財産支援、再生支援、雇用人材支援、海外展開支援、取引・官公需支援、経営安定支援、小規模企業支援)、②金融サポート(融資制度、保証制度など)、③財務サポート(会計、事業承継)、④商業・地域サポート(商業・流通支援など)、⑤分野別サポート(建設業、農林水産業、食品、生活衛生業)

また、「技術開発に取組みたい」「下請取りの相談やあっせん、官公庁から受注したい」「事業承継を円滑に行いたい」「賃上げに取組みたい」など、利用者の具体的なニーズに適した融資、補助金、相談、セミナー等をインデックスから探して調べることが可能だ。

なお、税制措置については、「税制パンフレット」に一本化したよう呼び掛けている。

### 利益増や生産性向上など支援を あり方検討会が報告書

中小企業庁は3月31日、地域の経営支援力強化に向けたよろず支援拠点のあり方検討会の報告書を公表した。同報告書は、令和6年10月から7年3月まで

ため同ガイドブックに掲載はなく、同庁ホームページや「税制パンフレット」を参照するなどを示されている。

例えば、支援内容に「今後の今後の方向性では、中小企業・小規模事業者の収益を増やすとともに、利益の増加や生産性の向上、経営者の自走化に向けた支援を行うことが重要である」とした。

一方で、よろず支援拠点には、まずは足元の課題解決を求める事業者が多く来訪し、経営者の自走化支援は、信頼関係構築後に実施されることが多いとされている。

まず、第1章で解説書の活用方法を説明し、第2章では、工場を有する中小規模の製造事業者の経営層を想

# 「ほぼ実施なし」「実施なし」が2割強

## 認定支援機関への任意調査で判明

中小企業庁はこのほど、令和6年度認定経営革新等支援機関に関する任意調査報告書を公表した。それによると、同機関による6年度の「経営革新等支援業務」の実施状況は、「月に1回程度」実施との回答が28.3%と最も高く、「週に1回以上」が22.5%、半年に1回程度が17.7%、「年に1回程度」が10.5%だった。

「月に1回程度以上の頻度は過去5回の調査で2番目に低かった。また、「ほとんど実施していない」「実施していない」はあわせて21.1%だったが、こちらは過去5回でも高かった。

## 認定基準は77%が「適切」と回答

調査は昨年8月から11月にかけて、昨年3月末までに認定を受けていた3万9482機関のうち、事務局が電子メールのアドレスを把握している3万2314機関を対象に、メールで回答を依頼した上で調査回答用のウェブサイト上で回答を受け付ける方式で行われ、

77.7%機関から回答があった(回収率23.9%)。

回答のあった認定支援機関の属性は、税理士が48.5%で最も高く、次いで中小企業診断士の14.4%、税理士法人の10%、民間コンサルタント会社の6.9%、公認会計士の6%、商工会議所の

また、認定支援機関の認定基準に関する質問では、「現在の認定基準は適切」が77.5%、「現在の認定基準は易しい」が17.1%、「現在の認定基準は厳しい」が5.5%で、大半が現状の認定基準を適切とした者も2割強いた。

## 検索用情報の申出がスタート

4月21日から個人がスマート変更登記を利用するための「検索用情報の申出」がスタートする。令和8年4月1日から始まる住所等変更登記の義務化に先立ち、実施されるサービスで、一度手続を行えば、その後は法務局が住所等変更登記を行うに、住所等の変更がある場合に自身で登記申請をしなくても、義務違反に問われることがなくなるもの(1月27日号4面、3月17日号4面参照)。

法務省は、住所等変更登記の義務化特設ページを開設し、義務化の内容やQ&A、スマート変更登記の利用方法、運用上の取扱いを示したマスタープラン等を掲載されている。

なお、登記官による住所等変更登記の義務に違反した者の把握方法については、その把握の端緒として、次のような場合が想定される

①所有権の登記名義人が表示に関する登記の申請をした場合において、申請情報内容である所有権の登記名義人の住所等が登記記録と合致していなかったとき。

②住基ネットに対する照会により住所等に変更があったと認められた所有権の登記名義人が、職権による住所等変更登記をすることについての意思確認のための通知を受領した

が、当該登記を拒否し、または期限までに回答をしなかったとき。

同省は、「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

確定申告者として、工場が「本書を契機として、中小規模の製造事業者における工場セキュリティの意識が啓発され、製造業におけるサプライチェーン全体のセキュリティ向上することを期待しています」としている。

MY WILL  
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

**TOYOSHIMA**  
豊島株式会社  
www.toyoshima.co.jp

Best New Machine

**最高の新戦力。**

どんどん三洋号が、面白くなる。

**SANYO**

本社：名古屋市中千種区今池3-9-21  
TEL (052) 733-3401

急ぎで資金を調達したい...

かるガル  
ファクタリング

セイノーグループだからできる  
輸送コースもご用意!

カンガルー便  
で運んだ商品の売掛金なら手数料が

**2%~4%**

**西濃運輸**  
SEINO

# 続 傍流の止論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

39

相続税法22条は、「相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価による」と定めている。この「時価」は、所得税法及び法人税法上の「その時の価額」(所法59、法法37等)とともに、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」すなわち客観的交換価値であると一般的に解されている。

ところが、所得税及び法人税については、「その時の価額」の取扱いについて、それぞれの基本通達において数箇条定めているにすぎないのに、相続税については、相続税法基本通達とは別に財産評価基本通達を定め、二百数十箇条に及ぶ「時価」の評価方法(評価額)を定めている。そのため、このような評価方法については、租税法主義違反である旨の声も聞かれる。そして、そのような評価方法に基づく課税処分は是非をめぐって多くの争訟事件をも惹起している。

そのため、租税法学者からは、「時価」の評価方法を通達で定めるのではなく、法律で定めるべきである」との声も聞かれる。このような声については、評価実務をいかにまでご存じであるのか伺いたいところであるが、本来、課税実務の理論書であるはずの「税務大学校論叢」においても、一般の租税法学者の論文を引用しつつ、「時価」の評価方法を法定すべきである旨の論文を目にして、苦笑させられている。

筆者自身、土地バブルの真最中、国税庁で資産評価企画官を務め、「時価」とは何か、通達で「時価」を定めて批判されるなら法定できなかったらどんなに楽になるだろうか、と毎日考えていた。現に、企画官在任中、いわゆる消費税込国会において、相続特別措置法69条の4が成立し、「相続財産となる土地等及び家屋等(居住用を除く)の課税価格は、取得後3年間は当該取得

## 「時価」の法定化

価額とする」とこととなった。これは、まさに、「時価」を法定化したことにほかならない。ところが、土地バブルは、この法律ができて2年も経たないうちに崩壊し、土地の暴落が始まった。そのため、大阪地裁平成7年10月17日判決の事案では、23億円で購入した土地が相続開始時に9億円に下落したが、相続税額が13億円(23億円を算定)になるのは当該措置法の規定が憲法違反である旨争われた。しかし、その判決は、最高裁昭和60年3月27日大法廷判決(本稿第15回参照)を盾に当該措置法の規定は合憲であるが、当該規定に基づいて13億円の相続税額を課した課税処分は違法であると判断した。そのため、当該措置法の規定は、平成8年3月に廃止された。

このように、地価が下落する場合は別に、かつて、西ドイツでは、やはり、「時価」を法律で定めていたところ、土地の法定評価額と上昇する取引価額との間に大幅な乖離が生じたため、当該法定評価額は憲法に違反する旨の判決が下されたことも承知している。

また、地方税法では、固定資産税につき、固定資産の課税価格を「適正な時価」と定めているところ、同法が定めた固定資産評価基準によって課税価格を定めて固定資産課税台帳に登録しているところ、旧自治省は、「適正な時価」は地方税法に基づく固定資産評価基準によって定められているから不可争である旨主張し、それを容認する下級審判決もあったが、結局、最高裁判所によって先の主張も否認されることになった(最高裁平成15年6月26日判決等参照)。

このように、財産の「時価」を法定することは極めて問題の多いことである。これも、企画時代のことであるが、平成2年の評価通達の改正で、純資産価額方式の中で、法人が土地等及び家屋等を取得した場合に、3年間は「通常取引される価額」で評価する旨定めたことに対し、ある説明会で、税理士から、「措置法69条の4のように法律で定める」と言われたので、「土地が下落したら大変なことになりますよ」と答えたところ、「土地が値下がりするはずがない」と言い返されたことがある。これも、「時価」の法定評価を考えるに当たっての苦い思い出である。

年度の負担を考慮した課税の繰延措置となり、課税の免除ではないので留意が必要です。また、長期所有資産には、棚卸資産は含まれませんので、例えば不動産売買業を営む法人が販売目的で所有しているものは本特例の適用外となりますが、その法人が使用若しくは他に貸し付けているものなどは棚卸資産には該当せず本特例の適用が可能となります。

2 令和5年度税制改正の影響  
令和5年度税制改正では、本特例の見直しが行われました。まず、本店又は主たる事務所の移転を伴う際の圧縮割合が、東京23区から集中地域外へ場合は90%(改正前80%)、集中地域外から東京23区へ場合は60%(改正前70%)へ見直されました。次に、適用のための届出要件が追加されました。具体的には、令和6年4月1日以後に買換えを行った場合、譲渡日又は取得日のいずれか早い日の属する四半期の末日の翌日以後2月以内に、納税地の所轄税務署長に適用を受ける旨の届出が必要となり、事業年度の途中で、先に届出期限を迎える場合も想定されますので留意が必要です。

法人が、令和8年3月31日までに、長期所有資産(棚卸資産を除きます)を譲渡し、その譲渡日を含む事業年度において、買換資産を取得し、かつ、取得日から1年以内に法人の事業の用に供した(又は供する見込みである)ときには、その買換資産につき、譲渡益のうち下記の表にある各資産の地域に応じた一定割合(以下、圧縮割合といいます)相当額を圧縮記帳することで、課税を繰り延べることができます。

長期所有資産	買換資産	割合
原則		80%
集中地域外	集中地域(東京23区除く)	75%
集中地域外	東京23区	70%
東京23区(本店等)	集中地域外(本店等)	90%
集中地域外(本店等)	東京23区(本店等)	60%

なお、圧縮記帳には、買換資産の帳簿価額を損金経理により減額する方法又は確定した決算において積立金として積み立てる方法がありますが、いずれも買換

### 企業経営者・経理担当者が知っておきたい

## 重要税務・実務のポイント

Part2 3

■BGU税法倶楽部 税理士 泉水 和明

### 特定資産の買換えの場合の課税の特例

不動産の有効利用のため、買換えを行う場合があると思われます。その際、所有していた不動産に売却益が生じた場合には、その売却益に対して課税が行われます。しかしながら、不動産の有効利用促進等の政策目的から、一定の要件を満たす場合には、その売却益への課税を繰り延べる特例措置が設けられています。

今回は、その特例措置のうち、譲渡した年の1月1日時点で所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物(以下、長期所有資産といいます)から国内にある300㎡以上の事務所等の敷地の用に供される土地等、建物又は構築物(以下、買換資産といいます)への買換えについて解説していきます。

#### 1 制度の概要

## 売却益への課税を繰り延べ

適用のための届出期限に留意が必要



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P・冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等サービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

### 株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一  
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101  
<http://www.maruei-gas.co.jp/>

# MARUTA

新しい物流サービスを創造していく  
service creation

## 丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

### マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市南区加福本通2丁目19番地  
TEL. 052-611-1151

〒467-0856  
愛知県名古屋市長瑞穂区新開町2番20号  
TEL (052) 872-3311  
FAX (052) 871-1531  
URL <http://maruta.co.jp>

## 給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番! アシドミルクPLUS

給食でおなじみ スタンダードヨーグルト コアコア

アレルギー 28品目不使用 アレルゲン 国産みかんゼリー

### 愛知ヨーグ株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 ☎0568-77-3141  
名古屋センター 名古屋市長瑞穂区新開町1-1101 ☎052-773-4911  
小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 ☎0568-71-4911  
四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 ☎059-347-4911  
三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下77-1 ☎0533-95-4911  
福岡営業所 福岡県大野城市御笠川3-4-15 ☎092-503-2151  
熊本営業所 熊本県市南区日吉2-1-41 ☎096-357-4911  
鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9 ☎099-229-4911  
北陸営業所 石川県金沢市千木1-85 ☎076-257-3565  
関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町3-7-21 ☎03-3526-3141  
天翔 神田駅前ビル6F607  
岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田31-7 ☎058-260-4911  
京都営業所 大阪府茨木市横江1-2-15 ☎072-634-4911  
長野営業所 長野県伊那市御園2 ☎0265-76-4939

# 裁決事例集

236

## 裁決のポイント

外国法人から支払われる国外給与が外貨建て円払い取引に該当せず、円換算を要しないと判断した事例。

審査請求人が外国法人から雇用契約の定めにしたがい日本円で送金された国外給与に係る所得を確定申告したところ、原処分庁が請求人に外国法人が交付した税額計算書に本件国外給与が外国通貨で記載されており、日本円で入金されていることから、いわゆる外貨建て円払い取引に該当するなどと判断し、給与所得の金額等の計算の誤りを指摘して更正処分等を行った。これに対し、請求人が誤りはないなどとして処分の一部取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は本件国外給与の支給は外貨建て円払い取引に該当しないと判断し、処分を一部取り消した(令和6年7月3日付、公表裁決)。

## 事案の概要

請求人は台湾に所在する外国法人A社との間で雇用契約を締結し、A社の顧問を務めた。A社は請求人に支給する給与(本件国外給与)を請求人名義の普通預金口座に振り込んだ。

A社は請求人に令和元年分から3年分(本件各年分)の台湾税額計算書および所得明細を交付した。台湾税額計算書には新台幣ドルで総支給額および源泉徴収された税額などが記載されていた。所得明細には日本円で総支給額、台湾の法令により課される所得税、台湾の社会保険料ならびに総支給額から台湾所得税および台湾の社会保険料等を差し引いた実際の送金額である差引支給額などが記載されていた。

請求人は本件各年分の所得税等について、確定申告書データをe-Taxで送

編集部編

# 外国法人が雇用契約にしたがい日本円で送金した国外給与は外貨建て円払い取引に当たらず

信し、法定申告期限内に提出した。原処分庁は、調査担当職員の調査に基づき、5年7月に本件各年分の所得税等の各更正処分と2年分および3年分の過少申告加算税の各賦課決定処分をした。主な争点は、本件国外給与に係る給与所得の収入金額は総支給額を円換算すべきか否か。

## 請求人の主張

本件国外給与の支給は、雇用契約でA社が日本円で支払うことに合意している。そして、所得明細においても国外給与が日本円で算定され、支給日に自身の口座に日本円で送金されている。

したがって、本件国外給与に係る給与所得の収入金額は日本円である所得明細の総支給額となるから、円換算を行う必要はない。

## 原処分庁の主張

本件国外給与の支給は、台湾税額計算書に総支給額が新台幣ドルで記載されており、台湾税額計算書に記載された支給日に請求人の口座に日本円で入金されていることから、いわゆる外貨建て円払い取引に該当する。

そうすると、本件国外給与に係る給与所得の収入金額は、所得税基本通達57の3-2(外貨建取引の円換算)注書きの5の定めに基づき、外貨建取引に準じた方法で台湾税額計算書の総支給額を円換算した金額となる。

## 審判所の判断

### 認定事実

本件の雇用契約では、請求人の月給を「日本円〇〇〇〇〇円(税後実収入金額)十食事代〇〇〇〇新台幣ドル(ただし、本来社員個人が負担すべき法定保険費用とA社での食事費用は食事代金から差し引かれる)」とする旨が定められていた。

A社は、前記の雇用契約の定めにしたがって請求人に本件国外給与を支払うため、総支給額、台湾所得税、台湾の社会保険料および差引支給額等を日本円で算

定した結果を記載した本件所得明細を作成した。A社は日本円の外国送金に当たり、被仕向送金取扱手数料と円為替取扱手数料を、送金額から差し引いた金額を振り込んでいた。

A社は本件国外給与から源泉徴収した税額を台湾の国税局に納付するために、所得明細に日本円で記載された総支給額を、本件国外給与の支給日の為替レートにより新台幣ドルに換算し、その金額をもとに源泉徴収した税額を算出して台湾税額計算書を作成した。

## 検討

A社は雇用契約の定めにしたがって請求人に本件国外給与を支払うため、総支給額、台湾所得税および差引支給額などを日本円で算定した所得明細を作成したことが認められる。

また、請求人口座に入金された各月の金額が手数料を差し引いた金額と一致していることから、A社は所得明細に記載された差引支給額を、請求人口座に送金したものと認められる。実際にA社は本件国外給与の支払に当たり、所得明細に記載された差引支給額を請求人の口座宛てに送金していることが認められる。

以上ことから、本件国外給与は日本円で算定され、日本円で支払われたと認められる。

## 原処分庁の主張について

台湾税額計算書は、A社が本件国外給与から源泉徴収した税額を台湾の国税当局に納付するために作成したものであり、台湾税額計算書に記載された総支給額は、所得明細に記載された総支給額を、本件国外給与の支給日の為替レートで日本円から新台幣ドルに換算したものであること、請求人に本件国外給与を支給するために作成されたものは、日本円で算定された所得明細であることからすれば、本件国外給与は円建てというべきであって、本件国外給与の支給はいわゆる外貨建て円払い取引に該当しない。したがって本件国外給与の収入金額を算定するに当たり、円換算の必要はない。

# 注目の二冊

## 老老相続の問題点と対応策

山本 和義 著

昨今、社会問題として取り上げられることが多くなった「老老相続」。

少子高齢化、核家族化など家族形態の変化により、これまでは、「同居する子」を中心に親の老後をサポートし、相続後の手続までを進めていたため、問題となることもなかったことが、核家族化、少子化に伴い円滑な相続に支障をきたす事例が増加している。

そこで、本書は老老相続の具体的な問題点と対応策を多彩な事例で紹介。また、老老相続に直面した際に慌てないために、知っておきたい手続等を豊富に掲載。

老老介護(認知介護)の現状、高齢単身者の終活支援サービス、遺言者の遺言能力が不明瞭である場合の遺言書の取扱い、住み替えなどによる老後資金対策、過去に行った相続対策の見直し、不動産管理会社の活用、被相続人が支払った老人ホームへの入居一時金は相続財産として課税されるか、相続人に意思能力のない方がいる場合、配偶者居住権の創設、固定資産税の納税通知書(課税明細書)と名寄帳などの具体的項目を収録。

A5判、235ページ。定価2750円(税込)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。



いつの時代にも  
人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業  
**吉村建設工業株式会社**  
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135  
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359  
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

からだの  
**芯**  
お風呂の  
芯体験

身体が芯まで温める。

生薬の巡り湯

生薬はじめ有効成分が  
溶け出し湯へ広がる。  
温浴効果とともに、  
巡れ、全身へ。

薬湯

気分を高めてくれる生薬とスパイス  
ローズウッドの香り。生薬配合により  
上質で贅沢なお風呂のひとつを楽し  
めます。保湿成分のホホバオイルが、  
お肌のきめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ  
人と社会を、あたためる。

**松田医薬品株式会社**  
〒783-0052 高知県南国市左右山229-1  
TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

ONLINE SHOP  
はこちら

Instagram  
はこちら

**プチコール**  
PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。  
12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!

プチコール SMART24  
プチコール PRO15

検  
05.12.28  
山本

電子申告済  
28.12.28  
東京税理士事務所

心ゆたかなコミュニケーションづくり  
**サンビー株式会社**  
〒543-0031 大阪市天王寺区石津町13番10号  
ホームページアドレスhttps://www.sanby.co.jp



酒と食のジャーナリスト・著述家 山同 敦子

日本の「伝統的酒造り」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されたというニュースが話題になっています。ご存じの方も多いと思いますが、今回登録されたのは日本の酒そのものではなく、酒を造る技術。日本の気候風土のなかで、長い歴史を通して受け継がれてきた知識や手仕事、独自の技術として認められたのです。登録をきっかけに日本酒や本格焼酎、泡盛など伝統的な酒が、世界に広く認知されると期待されています。

日本の「伝統的酒造り」とはなにか。具体的には微生物「麹菌」を使う酒造技術のこと。麹菌はカビの一種で、湿度の高い東アジアや東南アジアにしか生息していません。紹興酒や白酒造りでも麹菌は使われますが、「クモノスカビ」という種で、増殖させて「餅曲」にして生のまま粉碎して使います。一方、日本の麹菌は「コウジカビ」という日本にしか生息しない固有種で、日本醸造学会によって「国菌」として登録されています。原料を蒸したところに菌を生やす、という方法で、酒類のほか、味噌

## 祝・ユネスコ無形文化遺産！

日本オリジナルの麹菌の魅力を知る

や醤油、味噌などの伝統的な調味料作りにも使われてきました。麹菌は、国の宝とも言うべき微生物なのです。

さて、麹を使った酒造り工程の概略を説明すると、①原料の米や麦を蒸す ②蒸した米や麦に、麹菌を繁殖させて、「米麹」や「麦麹」を作る ③「米麹」や「麦麹」と水、酵母を合わせて、もろみを発酵させる ④日本酒などの醸造酒は、もろみを搾って完成。本格焼酎や泡盛など蒸留酒はもろみを蒸留して完成です。

③のもろみのなかでは、麹菌が原料(米や麦)を糖に変える「糖化」過程と、酵母が糖をアルコールに変える「発酵」過程が、同時並行で進行。この発酵工程は、「並行複発酵」と呼ばれます。ちなみにワインは、原料となる葡萄果汁に糖分が含まれているため、酵母を加えるだけで発酵が進む「単発酵」。ビールは麦芽に含まれる酵素で麦のデンプンを糖分に変えてから、酵母で発酵させる形式で「単行複発酵」。麹菌の糖化力を活用することで実現した世界に比類のない複雑な並行複発酵は、500年以上前の室町時代に原型が成立されたとされます。この技術で造られた酒は、祭礼行事でも使われ、日本文化に欠かせない役割を果たしてきました。顕微鏡もなく、微生物の存在を知られていなかった時代に、先進的な技術を確立した先人たち。その知恵と技に敬意を払いながら、我が国独自のお酒たちを味わう口福、堪能しましょう。

## 国際税務



国内不動産(土地等)を非居住者から買った場合の支払額の10%(復興税含む) 21%源泉徴収義務規定

【規定の概要】  
居住者が、国内不動産(土地等)を非居住者から購入した場合、その不動産購入対価が1億円以下で、かつその土地等を個人が自己又はその親族の居住の用するために譲り受けたものである場合を除いて、対価の支払いの際に対価の10・21%を控除して譲渡者に支払ひ、源泉徴収した10・21%は、税務署に納付する制度です。

また、不動産賃借料を非居住者に支払う際に、20・42%の源泉徴収を支払者が行う制度もあります。この時の非居住者とは、国内に住所を有しない者か、引き続き一年以上居所を有しない者をいいます。したがって、海外居住者は無論、海外企業への出向や海外勤務等で海外に継続して一年以上居住する予定で出国した人も、非居住者となります。さらに、非居住者か居住者かの判定は、年ごとに行います。

## 取引相手が非居住者かどうかの有効確認手段は？

登記の際、「申告済証明書」の提出義務等あれば良いが…

住者かどうかを確認しますが、「私は日本居住者です」との返答で、次は、「住所は〇〇です」との返答で、購入者は居住者と認識して、10・21%の源泉徴収をしなかつた例があります。また、賃借料も同様ですが、賃借料は毎月発生するので、非居住者と判明すれば、賃貸者と翌月支払分調整することは可能です。しかし、譲渡代金は一時の支払いです。居住者と誤認して一度振込むと取り戻しが困難となります。

外国人で非居住者かどうかの確認手段としては住民登録の有無がありますが、中長期滞在者は住民登録しますので、あつたからといって居住者判定に使えません。税務署から指摘されて納税しましたが、事後回収に手間取った例があります。すも、源泉徴収税額相当額が回収できず、追加の譲渡代金の支払いと認定されますと、さらに追加税額を納税することとなります。非居住者に該当する確認の方法は考えられるところ、①代金の送金先が外国かどうか、②登記の際に法務局に同行して、住所の確認をする、③仲介者に非居住者該当の有無の責任を委ねるなどがありますが、いずれも十分とはいえません。

さらには、登記する際に税務署長発行の申告済証明書の提出を義務付け、譲渡で得た資金を国外に搬出する場合には、税務署長の申告済証明書添付の義務付けがあれば良いのですが…。

【参考】  
韓国では、税務署発行の「預金等資金出拠確認表」があつて、初めて海外送金ができます。

## TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年度における国税庁ホームページのアクセス数になります。

答え =  億  万  千  百  十

ナンプレの予想難易度：8

	4	8	D		7	9	3
	2		9	3			4
7	3		4		8		
			B	4			
2	C						6
		1		E	A		
	7		5		2		8
6		2	1		9		
8	2	1			7	6	

**応募方法**  
正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。  
✉ [quiz@zaikyo.or.jp](mailto:quiz@zaikyo.or.jp)  
当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。  
<締め切り> 4月27日(日)  
前回の答え **1,424** 校

松山 道後



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23  
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

## いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号  
TEL (0586) 75-6201  
<https://www.shinkin.co.jp/ichii/>



# 4月からの雇用・労働関係の主な制度変更

## 出産・育児・介護分野で制度が充実

厚生労働省はこのほど、令和7年4月に実施される厚労省関係の主な制度変更のうち、特に国民生活に影響を与える事項を公表した。ここでは、そのうち、雇用・労働関係の主な項目を紹介する(表参照)。

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充では、子の看護休暇の対応は、子の看護休暇の対象となる子の年齢について、現行の3歳未満を、小学校就学前まで拡大する。

育児休業の取得状況については、公表義務を拡大する。育児休業の取得状況の公表義務の拡大は、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

次世代法に基づく一般事業主行動計画に関する見直し

### 4月から変更となる雇用・労働関係の主な項目

①	出生後休業支援給付の創設
②	育児時短就業給付の創設
③	雇用保険における自己都合離職者の給付制限の見直し
④	高年齢雇用継続給付の給付率引下げ
⑤	雇用保険料率の改定
⑥	子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
⑦	育児休業の取得状況の公表義務の拡大
⑧	介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
⑨	次世代法に基づく一般事業主行動計画に関する見直し

介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等では、介護に直面した旨の申告をした労働者に対し、

## 小学校で「れんらくぶくろ」を手渡し

### 名古屋中税連協 税のイラスト入り

名古屋中税務連絡協議会(池田達哉会長)は7日、名古屋市中区立平和小学校(板倉貞代校長)の入学式で、32人の新1年生一人ひとりに「れんらくぶくろ」を手渡しした。イラスト入り、応募作品257点を手渡しした。中区内



の中から最優秀賞に選ばれたあいち造形デザイン専門学校・洪福鳳さんのイラストが、「税で育む笑顔と未来」のキャッチコピーとともに「れんらくぶくろ」に印刷されている。

の介護休業や介護両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備(労働者への研修等)を事業主に義務付ける。

次世代法に基づく一般事業主行動計画に関する見直しでは、同計画の策定時に、育児休業等の取得や労働時間に関する状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付けるとなっている。

新酒きき酒会に140人が参加

西宮納税協会

兵庫・公益社団法人西宮納税協会(上田勝嗣会長)は8日、西宮市社家町の西宮神社会館で、新酒きき酒会を開催した。当日はフリーアナウンサーの桑原征平さん、元プロ野球選手の葛城育郎さん、岡田貴弘さん、プロゴルファーの池内



務署の宮部国輝署長と品川税務署の坂本達哉税務署長が、品川駅を歩きながら、「20歳未満飲酒防止」と「飲酒運転撲滅」を呼び掛けた。

その後、クラシックカーと白バイによる交通安全パレードを行い、横断幕を持ち品川駅前を歩きながら、「20歳未満飲酒防止」と「飲酒運転撲滅」を呼び掛けた。

20歳未満の飲酒防止等でキャンペーン

芝酒類商連と品川酒販連

東京・芝酒類商連(常任行良会長)と品川酒販連(石渡康文会長)は6日、JR品川駅前での春の交通安全運動に併せて開催された「第26回高輪交通安全フェア・品川クラシックカーレビュー(在港南)」で、「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」を



実施した。写真。駅前ロータリーでは、クラシックカーがずらりと展覧され賑わいをみせる中、両連合会長とともに、芝酒類商連の宮部国輝署長と品川税務署の坂本達哉税務署長が、品川駅を歩きながら、「20歳未満飲酒防止」と「飲酒運転撲滅」を呼び掛けた。

外国語指導助手の酒蔵ツアーを開催

関信局

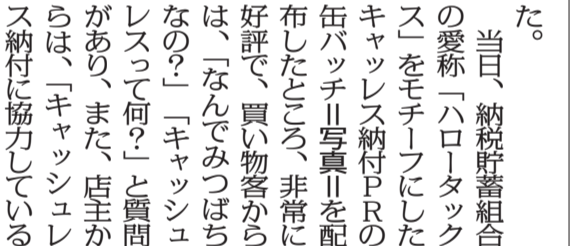
関東信越国税局はこのほど、埼玉県行田市



納貯の日にキャンペーン

東成納貯連

大阪・東成納貯蓄組合連合会(内田寿仁会長)は10日、「4月10日は『納貯の日』」キャンペーンを東成しんみちロードで開催した。



大阪らしい下町の風情のある商店街で夕方の人通りの多い時間帯に、納貯貯蓄組合の活動やキャッシュレス納付の街頭PRを行った。

当日、納貯貯蓄組合の愛称「ハロータック」をモチーフにしたキャッシュレス納付PRの缶バッジを写真撮影を兼ねて、税の啓もう活動を行うことができ、非常に有意義であった。

同納貯連では、「入るとのつながりを大切にしたい」と

「作り手の心」  
「飲む楽しさ 食べる喜び」  
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。  
そのすべてをサポートします。

酒類・食品総合卸  
**コンタツ株式会社**  
東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321  
<https://www.kontatsu.co.jp>

江戸時代の人形専門家 **人形の久月**

本店: 東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511  
支店: 大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/箕面/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180